

お詫びとご報告

国立がん研究センターの職員が、平成 19 年 4 月に、同じ職場に配属された女性に対して、セクシャル・ハラスメントに該当する言動を繰り返したことから、停職 1 月の懲戒処分を行いました。

また、職場の監督者は、実態把握及び問題解決に向けて適切に対応せず、問題に対する責務を果たさなかったことから、処分（直接の監督者は賞与等の減額を伴う訓告、所属部門の責任者は口頭嚴重注意）を行いました。

当該病院の管理者は、当該職場の監督者から報告を受けていたにもかかわらず、問題解決に向けて適切に指揮することなく、組織の責任者或いは施設の管理者として問題に対処する責務を果たさなかったことから、減給の懲戒処分を行いました。

独立行政法人化以前における職員の行為とはいえ、このような当センターの信頼を損ねる事案が起きたことは誠に申し訳なく、関係する皆様に心よりお詫び申し上げます。

この事案は、平成 21 年 3 月に、セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談窓口に出出があったにもかかわらず、具体的な対応がなされておりませんでした。平成 22 年春、独立行政法人化後に再度、申出があったことにより、本件の調査が行われていないことが判明し、調査委員会を組織いたしました。調査委員会は事実関係について慎重に調査を行い、その調査結果を踏まえて、理事会において上記処分が決定いたしました。

国立がん研究センターでは、今回の事件を真摯に受け止め、今後、このようなことが生じないようセクシャル・ハラスメント防止対策を一層強化するとともに、健全で快適な職場の環境づくりを進め、社会の信頼に応えるべく職員一同努力していく所存であります。

平成 23 年 4 月 4 日
国立がん研究センター理事長
嘉山 孝正

平成23年 4月 4日

国立がん研究センター

職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

事 項	内 容
事案の概要	<p>行為者は、平成19年4月に同じ職場に配属された女性に対して、セクシャル・ハラスメントに該当する言動を繰り返したものである。</p> <p>管理者は、当該職場の監督者から報告を受けていたにもかかわらず、問題解決に向けて適切に指揮することなく、組織の責任者或いは施設の管理者として問題に対処する責務を果たさなかったものである。</p>
処分年月日	平成23年3月29日
処分量定	(行為者) 主任 (40歳代) (停職1月間) (管理者) 管理職 (60歳代) (減給)